

鳥取市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤 義彦

### 鳥取市条例第13号

鳥取市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和29年鳥取市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項に準じ」を削り、同条第3項中「法第113条の2第2項」を「法第113条の3第3項」に改める。

第5条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「その賦課に」を「その賦課の算定に」に、「から30日」を「の翌日から起算して3月」に、「対し文書をもって異議の申立て」を「対して審査請求」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「法第88条」を「法第87条の5第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。